

(件名) 新型コロナウイルス関連情報 (滞在許可証の有効期限の自動延長終了等)

【ポイント】

- 非常事態宣言中の措置として、滞在許可証の有効期限が切れた場合は自動延長の措置がとられていましたが、今後終了する予定です。
- ハンガリー当局への新型コロナウイルスに関するお問合わせ電話番号は、1812 (4桁のみ) に変更されました。

【本文】

●非常事態宣言中の措置として、滞在許可証の有効期限が切れた場合は自動延長の措置がとられていましたが、移民局のHPによれば、今後は以下のとおりとなりますのでご注意ください。

- ・2020年11月4日から2022年2月28日までに有効期限が切れた場合は、2022年6月30日まで有効
- ・2022年3月1日以降に有効期限が切れる場合は、自動延長はされない。

●ハンガリー当局への新型コロナウイルスに関するお問合わせ電話番号は、1812 (4桁のみ) に変更されました (英語可。新型コロナウイルス関連だけでなく、健康問題、保険等一般的な質問も可)。

なお、新型コロナウイルスHP (ハンガリー語のみ) も更新されていますので、ご関心のある方はこちらをご覧ください。

<https://egeszsegvonal.gov.hu/>

【参考】

※外務省海外安全HP <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

※厚生労働省HP (日本に帰国される方はこちらをご参照ください)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

※領事窓口における予約制

来館者の皆様の感染予防のため、領事窓口は予約制とさせていただきます。窓口をご利用される際 (パスポート、証明書、戸籍届出等) は、電話 (06-1-398-3100 (代)) 又はメール (consul@bp.mofa.go.jp) で予約をお取りいただくようお願いいたします。